

公益財団法人イカリ謝恩育英財団

理事長 黒澤 眞次 殿

誓約書

私は、貴財団の奨学金の給付を受けるにあたり、貴財団の定める諸規程を遵守することを誓約いたします。なお、奨学金規程第16条に該当する場合において、貴財団より奨学金の返還を求められたときは、奨学金の一部若しくは全部の返還を行うことを誓約いたします。

また、奨学金振込口座は下記のとおりです(いずれか一方にご記入下さい)。

■金融機関(ゆうちょ銀行を除く)

金融機関名	支店・出張所名	預金種別	口座番号	口座名義(フリガナ)

■ゆうちょ銀行(振込が確実にできる総合口座(通常貯金)をご指定ください)

金融機関コード	預金種目	通帳記号(5ケタ)	通帳番号	口座名義(フリガナ)
9900				
店名(漢数字)	店番			

以上

年 月 日

(奨学生)

現住所 _____

氏名 _____ (印)

(身元保証人)

現住所 _____

氏名 _____ (印)

奨学生との続柄 _____

※身元保証人が死亡等により変更した場合には、別の保証人を再度お知らせください。

公益財団法人イカリ謝恩育英財団奨学金規程より抜粋

(奨学金の返還)

第 16 条 この法人は、第 12 条又は第 14 条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(奨学金の休止及び停止)

第 12 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の廃止)

第 14 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学大学学長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき。